# 基本計画編

基本目標4

## これからの
## 住みやすさを支える
## まちづくり

# これからの住みやすさを支えるまちづくり

## 1　市街地、住環境

### 現状／課題

●女満別地域は「都市計画」に基づき、土地利用、都市施設、面的整備などを推進。今後も用途地域の変更も含めコンパクトな市街地形成や低炭素化社会に対応したまちづくりが必要。東藻琴地域は地域の活性化や住みやすい居住環境を備えたまちづくりとともに、一部が阿寒摩周国立公園に含まれていることもふくめ、無秩序な開発抑制・環境保全を踏まえた土地利用が必要。

●町の総面積の６６％が畑と山林で、農地は農地法、森林は森林法に基づき土地利用を推進。食料自給率の向上を図るための農地の確保や多面的な機能を持つ森林の保全、整備が必要。

●「住生活基本計画」に基づき、住宅に関するニーズや動向を踏まえながら住宅政策を推進。持ち家や公営借家の割合が比較的高く、民営借家率は低い。町営住宅は２１団地、９９棟、４９８戸（令和７年４月１日現在）で、「町営住宅長寿命化計画」に基づき、町営住宅の建替や改善を推進。また、町有地を利用した宅地分譲を計画的に実施。

### 関連する個別計画など(計画期間／年度)

| | |
|---|---|
| ・都市計画マスタープラン（Ｒ３～Ｒ２２）<br>・立地適正化計画（Ｒ９策定予定）<br>・町営住宅長寿命化計画（Ｒ４～Ｒ１３）<br>・住生活基本計画（Ｒ４～Ｒ１３）<br>・空家等対策計画（Ｒ８～Ｒ１２）<br>・都市公園長寿命化計画（Ｒ４～Ｒ１３） | ・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（Ｒ７～Ｒ１２）<br>・まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略（Ｒ８～Ｒ１２）<br>・公共施設等総合管理計画（Ｒ８～Ｒ１７）<br>・森林整備計画（Ｒ３～Ｒ１２） |

### 施策・10 年間で取り組むこと

| | 施　策 | 10 年間で取り組むこと |
|---|---|---|
| 1 | **人口減少や高齢化に対応した土地利用**<br>土地利用に関する計画に基づき、都市機能をコンパクトに集積した利便性の高いまちづくり、農業・観光を取り込んだまちづくりを進める。 | ●「立地適正化計画」の策定<br>● 急激な人口減少や高齢化に対応できるよう生活圏内の利便性の向上、機能的な市街地形成の推進<br>● 持続可能な効率的な土地利用の推進<br>● 市街地の空洞化減少につながる土地利用の推進<br>● にぎわいの場の創出と将来を見据えた魅力ある街並みづくりの推進 |
| 2 | **景観資源の保全と活用**<br>美しい景観を後世に引き継ぐため、良好な景観の形成を妨げる行為の制限、景観の保全に努める。 | ● 地域住民による景観写真・動画などのアーカイブ化と記録継承<br>● 景観を阻害する行為に対して地域全体の意識を高めるための周知啓発検討 |
| 3 | **農地や森林の適正な土地利用**<br>農地や森林の持つ多面的な機能に配慮しつつ、適正な土地利用、自然環境の保全に努める。 | ●「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農地の効率的な利用促進<br>●「農地法」に基づく農業生産力の増進<br>●「森林法」に基づく木材生産機能、水源かん養、自然環境の保全 |
| 4 | **誰もが安心して暮らせる住宅・住環境の形成**<br>住宅に関する情報発信や相談支援、建設支援を行い、住宅建設を推進する。<br>年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが住みやすいと思える住まいづくりを推進する。 | ● 町民の持ち家取得に対する支援<br>● 本町における良質な住宅の啓発普及、建設支援<br>● 良質な宅地分譲の推進、宅地分譲のための調査の実施<br>● 住まいに関する情報提供、相談体制の充実<br>● 住民票窓口における転出入者に対するアンケート調査の実施<br>● 子どもを産み育てやすい住まいづくりの支援<br>● 町営住宅の高齢者向け住宅、高齢者向け施設への転用検討<br>● 町営住宅におけるユニバーサルデザインの導入<br>● シルバーハウジング、障がい者向け住宅の導入検討<br>● ペット可町営住宅の検討<br>● 町営住宅の適正な管理戸数の確保、計画的な維持補修<br>● 町営住宅老朽ストックの計画的な更新<br>● 公営住宅の用途変更の検討<br>● 新たな住宅セーフティネット制度の活用検討（民間賃貸住宅を活用した住宅確保） |

# これからの住みやすさを支えるまちづくり

## 1　市街地、住環境（続き）

### 現状 課題

●市街地の空き家・空き店舗等を有効活用するため、住み替え者への助成のほか、町内の空き家登録物件を公開し、移住や住み替えを検討している方とのマッチングをサポート。一方、危険な空き家や長期間利用されていない空き家もあり、今後増加が懸念される中、「大空町空家等対策計画」に基づき、空き家等対策を総合的かつ計画的に実施。
●公園や緑地などが１５か所あり、計画的な整備と改修を実施。町民からの意見を聞いて遊具を設置するなど努めている。

### 施策・10 年間で取り組むこと

| 施策 | | 10 年間で取り組むこと |
|---|---|---|
| 5 | **大空町の環境と調和した良質で省エネルギーな住宅ストックの形成**<br>災害への備え、ゼロカーボン実現に向けた取組を推進する。<br>良好な住環境の維持、向上のための理解促進を進める。 | ● 災害に強い住まいづくり（住宅の耐震化の促進など）<br>● 北国にふさわしい良質な民間住宅ストック形成<br>● 国や北海道が行う省エネに関する補助・助成制度の積極的な活用推進<br>● 太陽光や地熱などの再生可能エネルギーの利用促進<br>● 環境負荷の低減に配慮した住まいづくり<br>● 省エネルギー・省資源に向けたライフスタイルの提案や意識の定着<br>● 住宅地景観の形成促進のための住まい手への意識啓発 |
| 6 | **中古住宅、空き家・空き店舗の利活用**<br>町内にある中古住宅や空き家などを活用しながら、良質な住まいづくりを進める。 | ● 質の高い中古住宅の流通促進<br>● 大空町空き家等情報登録制度による空き家などの有効利用、一戸建て住宅の住み替え等の促進<br>● 町内従業者の住宅建設等の促進<br>● 民間賃貸住宅への円滑な入居促進<br>● 公営住宅における民間活力導入の検討<br>● 町内住宅関連事業者の技術力向上 |
| 7 | **空き家対策の推進**<br>「大空町空家等対策計画」に基づき、本町の地域の実情に合わせ、空き家対策を総合的かつ計画的に実施する。 | ● 所有建物・土地周辺の適正管理指導<br>● 空き家等の調査<br>● 空き家等の適切な管理の促進<br>● 空き家等及び跡地の活用の促進<br>● 管理不全空き家・特定空き家対策の促進<br>● 町民等からの空き家等に関する相談への対応 |
| 8 | **公園・緑地の管理**<br>快適で安全に公園を利用できるよう公園・緑地の維持管理に努める。 | ● 遊具の整備点検や計画的な更新<br>● 公園環境の整備、維持管理 |
| 9 | **葬斎場、共同墓地の維持管理**<br>葬斎場、共同墓地の適切な維持管理に努める。 | ● 葬斎場の計画的な維持補修、修繕<br>● 共同墓地・合同納骨塚の計画的な維持補修、修繕 |

# これからの住みやすさを支えるまちづくり

## 2　道路

### 現状　課題

●町内には国道３９号が南北に、国道３３４号が東西に貫いているほか、高規格道路（美幌町高野－女満別空港）、道道１０路線、女満別地域と東藻琴地域を結ぶ町道開陽中央線などが幹線道路の役割を果たしている。高規格道路は、女満別空港から網走市方面へ、また、美幌町から北見市を経由し足寄町方面まで延伸・整備される予定。高規格道路及び国道や道道については、国や道に対し整備を要望。

●町道は４８９路線あり、道路延長は６２４.７キロ。町道における安全性や利便性の向上のため、道路改良や歩道整備を実施。

●大空町が管理している道路橋は１３４橋。建設後５０年を経過する高齢化橋梁は１９橋あり、今後も増大。

●冬期間の町道の安全を確保するため、「除雪計画」に基づき、道路パトロールや迅速な除雪作業に努めている。除雪車両の稼働状況については、ホームページで公開。

関連する個別計画など（計画期間／年度）

・橋梁長寿命化修繕計画（Ｒ５～Ｒ１４）
・都市計画マスタープラン（Ｒ３～Ｒ２２）

### 施策・10 年間で取り組むこと

| | 施　策 ▶ | ▶ 10 年間で取り組むこと |
|---|---|---|
| 1 | **幹線道路等の整備**<br>国や北海道との調整を図りながら、国道や道道、女満別地域と東藻琴地域を結ぶ道路、交通の利便性の向上となるような道路など幹線道路網の形成に努める。 | ● 国道の整備促進の要望<br>● 道道の計画的な整備促進の要望<br>● 開陽中央線道路の整備<br>● 北海道横断自動車道（網走線）の延伸に備えた新たなインターチェンジ線の検討 |
| 2 | **町道の維持管理と人にやさしい道路づくり**<br>補修箇所の優先順位を的確に判断しながら、町道･歩道の整備、橋梁の補修を計画的に整備する。町民の誰もが安心・安全で快適に利用できる人にやさしい道路環境づくりを推進する。 | ● 町道・歩道の計画的な整備<br>● 法定点検に基づいた橋梁の補修<br>● 生活の基幹道路となる道道の計画的な整備要望<br>● 街灯の維持・管理、実態の把握による適切な設置 |
| 3 | **冬期間の生活道路の確保**<br>冬期間の降雪時、町管理道路の除排雪、凍結路面対策等を実施し、町民生活の安全・安心と経済活動の確保を図る。 | ● 除雪機械の計画的な更新<br>● 除雪情報の提供（ホームページで公開）<br>● デジタル技術を活用した道路状況の確認、情報提供 |

# これからの住みやすさを支えるまちづくり

## 3　公共交通、移動支援

### 現状 課題

●令和７（２０２５）年度より「地域公共交通会議」を開催し、地域の実情に合わせた公共交通の在り方について協議。高齢者だけでなく、すべての人の移動格差をなくすことが必要。
●鉄道はＪＲ石北本線が通り、女満別駅と西女満別駅がある。バスは、女満別空港に乗り入れているほか、札幌市までの都市間バスや、女満別～網走間、東藻琴～網走間の路線バス、東藻琴と女満別間で乗車することができる地域間バスが運行。鉄道や生活路線バスの利便性向上と路線維持のため、鉄道利用者や交通機関に支援。今後も近隣市町と連携し利便性向上や路線維持確保のための要望を伝えていくことが必要。
●女満別空港は北海道内７空港一括の民間委託による運営が開始。近隣市町と連携し、運営事業者に対して地域の現状や要望を伝えつつ、利用拡大及び需要の開拓に向けた取組を実施。
●空港・鉄道・バスの交通連携、広域連携の取組により地域全体で交通を考える北海道ＭａａＳ＊プラットフォーム「オホーツクモデルプロジェクト」（オホーツク観光ＭａａＳ実証プロジェクト）に参加。

### 施策・10 年間で取り組むこと

| | 施　策 | 10 年間で取り組むこと |
|---|---|---|
| 1 | **日常生活を支える交通体系の検討**<br>従来の公共交通サービスに加え、多様な輸送資源の活用など、誰もが安心・安全・快適に移動できる環境づくりを総合的に検討する。 | ● 通院や通学等への支援、公共交通の利用につながるため利便性の高い交通手段の検討<br>● 地域公共交通会議の開催<br>● 免許返納・高齢になっても安心して住み続けることができる方法の検討 |
| 2 | **公共交通等サービスの利便性向上**<br>持続可能な公共交通サービスの確保に向けて取り組む。 | ● 既存公共交通事業者の支援<br>● バス路線維持のための継続支援（網走市との連携）<br>● オホーツク観光ＭａａＳ実証プロジェクトへの参加 |
| 3 | **航空路線の維持・拡大、空港の利用促進**<br>近隣市町や航空会社、就航都市、空港運営事業者などと連携し、航空路線の維持・拡大や空港の利用促進に努める。 | ● 空港を活用した地域の魅力創出<br>● 航空路線の維持・拡大、空港の利用促進 |

用語解説 ＊ MaaS（MobilityasaService）:複数の公共交通や移動サービスを最適に組み合わせて、検索・予約・決済等を一括で行えるようにするサービス。

# これからの住みやすさを支えるまちづくり

## 4　上下水道

### 現状　課題

●水道は、女満別本町地区・女満別高台地区・東藻琴地区の各給水区域の水源や施設の管理のほか、水道施設・管路の維持管理と更新に努めている。漏水事故が増加しており、老朽管の更新が必要。女満別地区については、網走市からの原水融通（取水地は東藻琴）により水質改善を予定。

●下水道は、公共下水道事業（女満別地区）と特定環境保全公共下水道事業（東藻琴地区）で整備。隣接する網走市の公共下水道に接続し、網走浄化センターにて汚水を処理し、海へ放流。下水道施設の維持管理と更新のほか、個別排水施設の管理や合併浄化槽の整備を推進。公共下水道区域外の住宅で合併処理浄化槽を設置する方には補助金を交付。

●上下水道事業は令和６（２０２４）年に地方公営企業会計に移行。上水道事業はアセットマネジメント（資産管理）計画に基づき、中長期の更新需要を見通しながら、効率的かつ計画的な事業を運営。下水道事業は、公共下水道と個別排水処理の事業経営戦略に基づき、中長期的な視野で事業を運営するとともに、ストックマネジメント計画に基づき、長期的な視点で優先順位付けを行ったうえで施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体の管理の最適化に努めている。今後は水道料金の統一化を検討していくことが必要。

関連する個別計画など
（計画期間／年度）

・アセットマネジメント計画
・下水道ストックマネジメント計画
・簡易水道事業経営戦略（Ｒ７～Ｒ１６）
・公共下水道事業経営戦略（Ｒ７～Ｒ１６）
・特定環境保全公共下水道事業経営戦略（Ｒ７～Ｒ１６）
・個別排水処理事業経営戦略（Ｒ７～Ｒ１６）

### 施策・10 年間で取り組むこと

| 施　策 | | 10 年間で取り組むこと |
|---|---|---|
| 1 | **水道施設の整備、維持管理**<br>安定した水源の確保や供給、施設や水道管の維持管理に努める。 | ● 水道施設の維持管理、計画的な更新<br>● 網走市からの原水融通 |
| 2 | **下水道・排水処理施設の整備、維持管理**<br>下水道や個別排水施設の整備、維持管理に努める。 | ● 下水道施設の維持管理、計画的な更新<br>● 個別排水施設の管理と合併浄化槽の設置推進、適正な維持管理に向けた指導 |
| 3 | **上下水道事業の健全運営**<br>上下水道事業に係る計画に基づき、健全な事業運営に努める。 | ● 計画に基づいた上下水道事業の運営<br>● 料金改定の検討<br>● 広域連携の維持・強化 |

## 5　生活環境

### 現状／課題

●本町の北側には網走市との境界に網走国定公園に含まれる網走湖があり、大空町側に広がる湿地は「女満別湿生植物群落」として国指定の天然記念物に指定。女満別湖畔や河川の環境を保全するため、環境美化のほか、学校や関係団体と連携し、植樹活動を実施。
●自治会やボランティア団体、大空高校などの協力により、公共施設周辺や道道女満別空港線で花いっぱい運動を実施。花壇の管理のしやすさを工夫することが必要。また、自治会一斉清掃など町民や関係団体の協力により清掃活動を定期的に実施。そのほか、山林や空き地における不法投棄の防止に向けた巡回パトロール、広報による啓発を行っているが、対策の継続が必要な状況。
●犬の登録とともに狂犬病予防注射の集合接種を定期的に実施するほか、正しいペットの飼育やマナーを普及。
●危険害虫の被害防止や注意喚起、エキノコックス感染症対策などを実施。

関連する個別計画など（計画期間／年度）

・一般廃棄物処理基本計画（Ｈ２９～Ｒ１３）
・一般廃棄物処理実施計画（毎年度策定）
・災害廃棄物処理計画（Ｒ３～）
・空家等対策計画（Ｒ８～Ｒ１２）

### 施策・10年間で取り組むこと

| | 施策 | 10年間で取り組むこと |
|---|---|---|
| 1 | **環境保全、環境美化の推進**<br>森林や湖畔、河川など水環境も含めた自然環境や自然景観の保護・保全に努めるとともに、身近な景観の美化・保全活動を進める。 | ● 自然環境や自然景観の保護・保全に向けた巡視・監視活動の推進<br>● 森林や湖畔、河川など水環境の美化・保全活動の推進<br>● 花いっぱい活動の推進<br>● 不法投棄の未然防止に向けた巡回パトロールの維持・強化、山林や空き地などの所有者、管理者、警察機関や企業、地域住民との連携により、監視体制の強化 |
| 2 | **ペットの適正な飼養の促進**<br>畜犬飼育の適正化を図るなどペットが適正に飼育されるよう努める。 | ● 畜犬登録（マイクロチップの推奨）、狂犬病予防接種の実施、登録と予防接種の呼びかけ<br>● 愛玩動物等の適正飼養の啓発<br>● 広報誌やホームページを活用した狂犬病の知識・「動物愛護法」の理念・飼養者責任などに関する周知 |
| 3 | **動物・害虫被害の軽減**<br>動物や害虫が生活環境に影響を及ぼさないように駆除や対応を行う。 | ● スズメバチなどの害虫駆除の実施<br>● キツネやカラスなどによる生活環境被害への対応（エキノコックス感染症対策、広域化） |

基本構想編
基本目標1
基本目標2
基本目標3
基本目標4
基本目標5
資料編

## 5 生活環境（続き）

### 現状 課題

- 一般家庭から排出されるごみは、６区分１７種別に分別したうえで収集。ごみの減量のため、正しいごみの分別や処分、３Ｒ運動の取組を呼びかけるとともに、民間事業者を利用したリユースを促進していくことが必要。リサイクルセンターで資源ごみの選別、圧縮梱包などを実施しているほか、燃やすごみは、一般廃棄物焼却処理施設で焼却処理し、燃やせないごみ、資源化・減量化を行った後発生する残さなどは一般廃棄物最終処分場に埋立。生ごみはたい肥製造施設でたい肥化し還元。
- 下水道をつなげていない家庭のし尿汲み取りを行うとともに、合併処理浄化槽の設置を促進。し尿と浄化槽汚泥はし尿前処理施設に搬入し、前処理を行った後、下水道へ放流。

### 施策・10年間で取り組むこと

| 施策 | | 10年間で取り組むこと |
|---|---|---|
| 4 | **ごみの排出抑制、資源化の推進**<br>循環型社会の構築に向けて、町民・事業者・町が一体となって、廃棄物減量・リユース等の３Ｒ活動を推進し、ごみ減量・資源化に取り組む。 | ● 廃棄物・資源物に関する情報提供（分別の効果、間違えやすい分別、処理費用の状況）<br>● ごみ出しや分別に関する説明会（懇談会）の開催、ニーズ把握<br>● 民間のリユース事業紹介<br>● 先進事例の情報入手・導入検討<br>● 分別区分の検討 |
| 5 | **廃棄物の収集、適正処理**<br>効率的で環境に配慮した収集・運搬に努める。 | ● 廃棄物・資源物の分別指導、不適正処理防止の啓発（不法処理（収集運搬・保管・処分、焼却等）<br>● 汲み取り世帯への下水道接続・合併処理浄化槽設置促進<br>● 廃棄物広域処理の検討<br>● 災害廃棄物の処理 |
| 6 | **廃棄物処理施設、最終処分場の適正管理**<br>日々排出される廃棄物の資源化により、廃棄物処理施設、最終処分場の延命化に努める。施設の整備・更新にあたっては、環境への負荷を最小限に抑えるよう努める。 | ● 一般廃棄物最終処分場の適正維持管理<br>● 旧処分場閉鎖に向けての計画的埋立<br>● 新たな一般廃棄物最終処分場の整備に向けた取組<br>● 一般廃棄物焼却処理施設の適正維持管理<br>● 新たな焼却処理施設整備に向けた取組<br>● リサイクルセンターの適正維持管理<br>● 資源物処理設備更新の検討<br>● 災害廃棄物受入れの備え |
| 7 | **適正なし尿処理**<br>し尿処理体制を維持するとともに、合併処理浄化槽の設置を促進する。<br>汲み取りし尿、浄化槽汚泥の適正な処理に努める。 | ● し尿処理の適正実施<br>● 二見ヶ岡クリーンセンターの維持管理 |

## 6 消防、救急、防災

### 現状 課題

●町内には大空消防署と大空消防署東藻琴出張所があり、消防・救急車両の更新や設備の整備を計画的に進めているほか、救急救命士の養成や各種資格者の養成に努めている。救急救命士の高齢化が進む中、高度な救急業務が行える体制を維持するために計画的な救急救命士の養成が必要。

●消防団は２団あり、火災や災害時の消火･救助活動のほか救命救急に関する知識の習得や町民への防火･防災意識の啓発に努めている。団員の高齢化による人員減が予測され、団員確保が必要。

●防災への意識を高めるために、町民を対象とした防災訓練を実施。自主防災組織の設置と育成の促進、避難行動要支援者対策が今後の課題。

●災害時には町のホームページのほか、メール配信サービスで、警報などの気象情報、緊急情報などを配信。情報伝達手段のデジタル化が進む中、どの世代にも迅速に伝わる情報伝達体制が必要。また、大雪等での道路通行止め情報の伝達手段が課題。

●山地災害や水害への対策のため、河川の維持管理や災害復旧工事を行うとともに、未改修河川の改修を要望。また、網走川水系の洪水被害を最小限とするため、災害時の緊急復旧活動に必要なコンクリートブロックなどの緊急用資材の備蓄、水防センター、駐車場等の整備など災害時の活動拠点となる河川防災ステーションを国が町内に設置。平常時には、河川を軸とした環境学習・防災教育等の文化活動の拠点としても活用。

| 関連する個別計画など（計画期間／年度） | |
|---|---|
| | ・地域防災計画<br>・耐震改修促進計画（Ｒ４～Ｒ１３）<br>・国民保護計画 |

### 施策・10 年間で取り組むこと

| | 施　策 ▶ | ▶ 10 年間で取り組むこと |
|---|---|---|
| 1 | **消防・救急業務を担う人材の育成**<br>多様化する災害や、高度な救急業務に対応するために、中長期的な視点を持ちながら人材を計画的に育成、確保に努める。 | ● 消防職員の訓練・研修の充実<br>● 計画的な救急救命士の養成<br>● 救急関連資格者の養成 |
| 2 | **消防施設、消防車両の計画的な整備**<br>消防力の維持強化のため、消防施設及び消防車両の計画的な整備を進める。 | ● 消防施設の整備、維持管理<br>● 消防車両の整備、機能強化 |
| 3 | **消防団員の確保**<br>地域防災を支える消防団員の確保のため、魅力ある団づくりを進める。 | ● 消防団員の訓練・研修の充実<br>● 魅力ある消防団づくりの整備、団員確保の充実 |
| 4 | **日頃からの防災意識の共有**<br>自ら身を守る「自助」と地域で助け合う「共助」により災害発生時に迅速な対応ができるよう、日頃から防災への意識を共有する。 | ● 地域防災訓練の実施<br>● 自主防災組織の結成支援<br>● 災害時における要支援者（災害弱者）対策の推進（実効性のある個別避難計画の作成、避難所対策の確立）<br>● 耐震化の促進<br>● 大空地区河川防災ステーションの活用 |
| 5 | **災害時の広報・通信体制の充実**<br>災害時にすべての年代の人々に情報が迅速に伝わる広報・通信体制を確立する。 | ● 災害時における町民への情報伝達手段の強化（防災行政無線の見直しと再構築） |
| 6 | **河川や山地の災害対策の推進**<br>未改修河川の整備促進や砂防対策、急傾斜地崩壊対策など、山地災害の防止対策を促進する。 | ● 河川や山地の災害の防止、対策に向けた要請<br>● 道路の法面の補強や修繕 |

# これからの住みやすさを支えるまちづくり

## 7　交通安全、防犯、消費者対策

### 現状　課題

●交通事故による人身事故発生件数は毎年５件前後で推移。交通安全防犯推進委員会や交通安全協会と連携し、交通安全運動や街頭交通指導、通学路における交通指導、交通安全教室などを実施。交通事故の危険性が高い道路には注意看板や標識を設置しているほか、信号機などの設置を要請。特に通学路については関係課や団体と連携し、通学路の点検を行い横断歩道の設置要請など安全性の向上に努めている。
●防犯対策として、教育関係機関による不審者対策巡視活動、交通安全防犯推進委員会の呼びかけによる自治会内パトロールなどを実施。特殊詐欺の被害が全国で増える中、対策を進めることが必要。
●消費生活センターと連携し、苦情相談の受付や消費者啓発活動を実施。高齢化に加え、成人年齢の引き下げによる若年者の消費者被害の増加が懸念されており、防止に向けた取組が必要。

| 関連する個別計画など（計画期間／年度） | ・交通安全計画（Ｒ８～Ｒ１２） |
|---|---|

### 施策・10 年間で取り組むこと

| | 施　策 ▶ | ▶　10 年間で取り組むこと |
|---|---|---|
| 1 | **交通安全対策の推進**<br>大空町交通安全計画に基づく交通安全対策を総合的かつ強力に推進し、町内における交通事故発生の減少に努める。 | ● 道路交通環境の整備・要望（人優先の安全・安心な歩行空間の整備、改築による道路交通環境の整備、効果的な交通規制の推進など）<br>● 交通安全意識の向上とより良い交通マナーの習得促進（交通安全教育、交通安全に関する普及啓発活動の推進）<br>● 高齢者の交通安全意識の向上、交通事故対策（免許返納の推進等）<br>● 自転車の交通安全運転の確保 |
| 2 | **防犯対策、消費者対策の推進**<br>各種防犯推進関係団体と連携し、地域が一体となって防犯対策を強化するとともに、消費生活に関するトラブル解消、被害防止に努める。 | ● 防犯活動・不審者巡回の実施<br>● 暴力団排除運動の実施<br>● 再犯防止の取組（社会を明るくする運動）<br>● 犯罪被害者支援の実施<br>● 防犯への注意看板・ポスター、掲示物等の適正な設置<br>● 特殊詐欺を未然に防ぐ情報提供、啓発<br>● 北海道消費生活センターとの連携による消費者相談の実施<br>● 成年年齢引下げを見据えた若年者への若年者への消費者教育 |

基本構想編
基本目標1
基本目標2
基本目標3
基本目標4
基本目標5
資料編